

情報提供

那医発第 259 号
令和 4 年 8 月 31 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

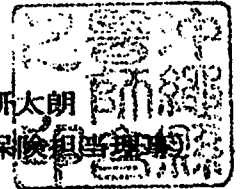
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

冲医発第 766 号 (F)
令和 4 年 8 月 29 日

地区医師会労災・自賠責保険担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 玉城研太郎
(労災・自賠責保険担当理事)



労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、労災レセプト電算処理システムにより、労災診療費請求書及びレセプトをオンラインで請求する場合の環境整備に係る費用の負担に関して、労災レセプト電算処理システムを導入した労災指定医療機関において、導入支援金として最大50万円(病床数20床未満)が支払われる事など、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業の周知依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴管下医療機関への周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、当文書は本会文書映像データ管理システムにも掲載いたしております。

沖縄県医師会業務1課:野波、平木

TEL:098-888-0087

FAX:098-888-0089

E-mail:gl@okinawa.med.or.jp



日医発第 913 号 (保険)
令和 4 年 8 月 15 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
細川 秀一
(公印省略)

労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

労災レセプト電算処理システムにつきましては、希望する労災指定医療機関が電子レセプトをオンライン又は電子媒体により労働局に提出し、労災診療費を受け取る仕組みであり、平成 26 年 2 月より全国稼働実施となっております。

当該システムにつきましては、稼働より 7 年が経過しておりますが、さらなる普及を一層進めるため、別添のとおり労災保険指定医療機関を対象とした普及促進事業に関して、厚生労働省大臣官房審議官より周知依頼がきておりますので取り急ぎご連絡申し上げます。

具体的には、労災レセプト電算処理システムにより、労災診療費請求書及びレセプトをオンラインで請求する場合の環境整備に係る費用の負担に関して、労災レセプト電算処理システムを導入した労災指定医療機関において、導入支援金として最大 50 万円 (病床数 20 床未満) が支払われるものであり、希望される労災指定医療機関は、労災レセプト普及促進センターヘルプデスクへ連絡していただくことになります。詳細につきましては厚生労働省ホームページをご覧ください。(参照：労災レセプトオンライン化ナビ <https://www.rourece.mhlw.go.jp/>)

また、昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、当該事業の周知に当たり、オンラインを活用した説明会やオンライン個別相談により各地域の実情に合わせて対応する予定でございます。

なお、当該取り組みについては、あくまでも当該システム導入を希望する医療機関があれば、手挙げ方式により参加いただくものであり、参加を強制するものではありませんので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について
(令 4.8.4 労災発 0804 第 1 号 厚生労働省大臣官房審議官)

労災発0804第1号
令和4年8月4日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 細川 秀一 殿

厚生労働省大臣官房審議官
(労災、建設・自動車運送分野担当)

労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムについては、平成26年2月に稼働を開始して以来8年が経過したところでありますが、本システムの普及を一層進めるため、別添のとおり令和4年度においても労災保険指定医療機関を対象とした普及促進事業を実施しているところです。

また、今期についても、新型コロナウイルス感染症の各地状況を踏まえ、昨年度に引き続き労災保険指定医療機関へ配慮し、オンライン等の活用による個別対応やオンラインによる説明会等の活用による実施を予定しております。

つきましては、本システムの普及及び普及促進事業について御理解いただき、都道府県医師会への周知について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業（令和4年度）の概要

1 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業

労災指定医療機関及び労災指定薬局（以下「指定医療機関等」という。）からの労災診療費等の請求については、平成26年から、労災レセプト電算処理システム（以下「労レセシステム」という。）によりオンラインでできることとなった。

しかしながら、労レセシステム導入には、システム改修及びソフト購入等の費用がかかり、また、労災保険の取り扱い件数が少ない等の理由により、労レセシステムの普及が進んでいない状況にある。

このため、労レセシステムについて、指定医療機関等に対し広く周知するとともに、導入意向のある指定医療機関等に対し重点的に導入勧奨し、導入時の支援金の支払により、労レセシステムの普及を図るものである。

2 普及促進のための委託事業

厚生労働省は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業について、株式会社博報堂に委託し、次の事業を行う。

(1) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた広報・周知活動

指定医療機関等に対する WEB を活用した導入勧奨（オンライン個別訪問）など

(2) 未導入の指定医療機関等に対するパンフレット等の作成・発送

(3) 未導入の指定医療機関等に対するオンライン説明会の実施

(4) 導入済の指定医療機関等に対するアンケートの実施

(5) 導入支援金の支払

新たに労レセシステムを導入した指定医療機関等に対し、導入に係る費用の2分の1に相当する額を支払う。ただし、次の額を上限とする。

医療機関（病床数20床以上）80万円

（病床数20床未満）50万円

薬局 20万円

(6) 医療機関等の関係団体の会報誌への広報

(7) 問合せ対応のためのヘルプデスクの設置・運営

3 厚生労働省及び都道府県労働局の取組

厚生労働省及び都道府県労働局は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進に向け、次のような取組を行う。

(1) 厚生労働省の取組

ア 関係団体への協力依頼

イ 厚生労働省ホームページへの掲載による周知

(2) 都道府県労働局の取組

ア 関係団体への協力依頼

イ 関係団体が実施する各種会合等の場における周知

ウ 都道府県労働局ホームページへの掲載による周知